



# 長野県報

1月25日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2134号

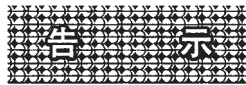
## 目次

### 告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) .....	1
病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の一部改正(医療政策課) .....	2
森林法に基づく保安林の指定(2件)(森林づくり推進課) .....	4
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	4

### 公告

都市計画の図書の縦覧(生活排水課) .....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	4
土地改良事業の施行の同意(農地整備課) .....	5
一般競争入札(2件)(病院事業局) .....	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) .....	8
一般競争入札(子ども・家庭福祉課) .....	8



### 長野県告示第37号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人聖清会	訪問介護ステーションつばさ	長野県佐久市岩村田1929-7	平成22年1月16日

##### (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社介護のしおや	宅老所しおや	長野県下伊那郡喬木村534-1	平成22年1月16日

##### (3) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社信濃住設	しなのサービス	長野県飯山市飯山1469-3	平成22年1月16日

#### 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ヴィヴィ株式会社	ふれあいケアプランセンター	長野県大町市常盤148番地	平成22年1月16日

#### 3 指定介護予防サービス事業者

##### (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人聖清会	訪問介護ステーションつばさ	長野県佐久市岩村田1929-7	平成22年1月16日

##### (2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社介護のしおや	宅老所しおや	長野県下伊那郡喬木村534-1	平成22年1月16日

## (3) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社信濃住設	しなのサービス	長野県飯山市飯山1469-3	平成22年1月16日

長寿福祉課

## 長野県告示第38号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

第1中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第2中「第3」を「医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が病院内保育施設を運営する事業であつて、第3の表の1の(1)」に改める。

第3の表中	「	」	を
	1	次に掲げる区分に応じ、当該基準により算定した額。ただし、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力について厚生労働省医政局看護課長が定める方法により算定した指数が5以上の院内保育施設については、算定した額に0.8を乗じた額とし、指数が20以上の院内保育施設については、算定した額に0.6を乗じた額とする。	
	(1)	A型特例(乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)	
		1人×144,250円×運営月数一別に定める保育料収入相当額	
	(2)	A型(乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)	
		2人×144,250円×運営月数一別に定める保育料収入相当額	
	(3)	B型(乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)	
		4人×144,250円×運営月数一別に定める保育料収入相当額	
	(4)	B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)	
		6人×144,250円×運営月数一別に定める保育料収入相当額	

## 1 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 次に掲げる区分に応じ、当該基準により算定した額。ただし、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力について厚生労働省医政局看護課長が定める方法により算定した指数が5以上の院内保育施設については、算定した額に0.8を乗じた額とし、指数が20以上の院内保育施設については、算定した額に0.6を乗じた額とする。

ア A型特例(乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)

1人×153,700円×運営月数一別に定める保育料収入相当額

イ A型(乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)

2人×153,700円×運営月数一別に定める保育料収入相当額

ウ B型(乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)

4人×153,700円×運営月数一別に定める保育料収入相当額

エ B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)

6人×153,700円×運営月数一別に定める保育料収入相当額

(2) 次に掲げる区分に応じ、当該基準により算定した額の合計額

ア 24時間保育を行つている施設

20,080円×運営日数

イ 病児等保育を行つている施設

193,070円×運営月数

ウ 緊急一時保育を行つている施設

20,080円×運営日数

に改める。

第5第1項第1号中「とき(」の次に「別に定める」を加える。

様式第5号及び様式第8号を次のように改める。

(様式第5号) (第6関係)

申請額算出内訳書

種別	開設者名 及び保育 施設名	総事業費 A	基準額														補助対象経費 の支出 予定額 C	選定額 D	県 補助額 D×2/3 (1/2)			
			基本額						加算額											基準額 合計 B (a + b)		
			人員	単価 月額	開設 月数	保育料 収入相 当額	負担能 力指数 による 調整	計 a	24時間保育			病児等保育			緊急一時保育						計 b	
									単価	運営 日数	小計	単価	運営 月数	小計	単価	運営 日数						小計
円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
型																						

(注) D欄には、B欄の金額とC欄の金額とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

(様式第8号) (第7関係)

事業費精算書

種別	開設者名 及び保育 施設名	総事業費 A	基準額														補助対象経費 の実支 出額 C	選定額 D	交付決 定額 E	県 補助額 (D×2/3) (1/2) F	差引過 不足額 G (E-F)			
			基本額						加算額													基準額 合計 B (a + b)		
			人員	単価 月額	開設 月数	保育料 収入相 当額	負担能 力指数 による 調整	金額 a	24時間保育			病児等保育			緊急一時保育								計 b	
									単価	運営 日数	小計	単価	運営 月数	小計	単価	運営 日数								小計
円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円							
型																								

(注) D欄には、B欄の金額とC欄の金額とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

医療政策課

## 長野県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林の所在場所  
佐久市桑山字姥ヶ沢994、998の2
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字姥ヶ沢998の2
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林の所在場所  
下伊那郡阿智村智里503の71
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第41号

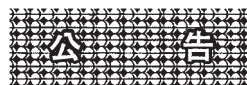
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
木曾郡上松町大字小川4230の335、4230の343、4230の344
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
長野都市計画下水道 長野市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所  
長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局業務課、長野市建設部河川課

生活排水課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
安曇野ショッピングセンター  
安曇野市三郷温2716-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社安曇野ビルディング  
安曇野市三郷温2716-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
（変更前）二 木 良 司  
（変更後）松 澤 順 一